

政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成28年10月24日(月)

午前10時～11時20分

場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

・検討会委員

村上和久(座長)、佐藤則寿(副座長)、成田光雄、橋本雅雄、横野昭、南俊正、
村石篤、鋪田博紀、赤星ゆかり、柞山数男

・事務局

久世議会事務局長、後藤次長、横山庶務課長、朝倉副主幹、齋田主任

・傍聴人(議員、一般)

議員5人、一般0人

・報道関係

20人程度

議事録

佐藤副座長： それでは、ただ今から政務活動費のあり方検討会を開催いたします。最初に委員の皆様にご報告をすることがございます。当委員会の座長を務めてこられました五本委員から、10月21日付けで座長を辞任する申し出がありました。このため、座長が不在となりましたので、このことについては、後ほど協議させていただくこととし、差しあたり副座長である私が、当検討会の進行を務めさせていただきます。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可いたします。ここで、報道機関の皆様にあらかじめお願い申し上げます。本日は多くの報道の方々がおいでですので、カメラ等の取材スペースが大変混み合っております。委員の席に過度に近づくなどの行き過ぎた行為は円滑な検討会運営の妨げとなりますので、節度を守った取材をされますようお願いいたします。五本委員から都合により欠席するとご連絡がありましたのでご報告いたします。それでは、五本座長の辞任により空白となりました座長の互選について協議したいと考えておりますが、ご意見をお聞かせください。

赤星委員： すいません。

佐藤副委員長 はい、赤星委員。

赤星委員： その前にですね、五本委員がなぜ座長を辞任されるのか、その理由を聞かせていただかないといけないと思うのですが。

佐藤副座長： 今日、五本委員は、欠席をされておりますし、私の方は座長を辞任する報告をいただいただけで、理由については伺っておりません。一身上の都合でということでは伺っております。

赤星委員： それではよくないんじゃないでしょうか、理由もなく辞めるわけでもないです。政務活動費のあり方検討会は、設置されたばかりで、初代の座長が、三回目でもう辞任というのでは異常事態です。それを公開している会議です。理由もなく辞任を認めるというわけにはいかないんじゃないでしょうか。

佐藤副座長： おっしゃるとおりだと思いますけど、他に何かご意見は。

柘山委員： 座長、大変申し訳なく思っております。今ほど赤星委員、説明せよという話であります。ご案内のとおり一連の報道で皆さんご承知だと思っておりますが、市政報告会の請求事案について、五本委員本人から会派の会長あるいはこの政務活動費のあり方検討会の座長を辞したいということで記者会見でコメントし、マスコミ等で報道されています。私達の会派役員会でもその旨、申し入れがありました。座長の辞任については、決意が固いので、佐藤副座長さんの方へ申し入れさせていただいたということでございます。

佐藤副座長： この件について、他の会派さん、ご意見どうですか。村石委員。

村石委員： いわゆる座長の五本委員にしてみると、五本委員の主張は主張として、ある意味では二転三転しましたけど、主張は主張として、わかるんですが、でも客観的に見てみると、非常に不可解というか、理解できないというところもあるということは、私としては感じました。

佐藤副座長： いかが計らいましょうか。

赤星委員： マスコミ等で報じられてはおりますが、不正と認めておられるのかどうか。お金を返したということですがけれども、それで済むのかどうかです。だから不正をやったと認められるから、この座長を降りる、そういうことなのかどうか。

佐藤副座長： 大変恐縮なんですけど、おっしゃるニュアンスはよくわかるんですけど、今日のあり方検討会の進行にあたって、座長が様々な理由で辞任するという行為は誰の場合も人間ですのであると思うんです。体調不良だとか、いずれにしても辞任に対して受け入れるかどうかということで、その理由を云々ということは、大変恐縮なんですけど、今は座長の辞任を受け、次の進行に進めるかどうかということでご理解をいただきたいと思うんですが、進行進めさせてもらってよろしいですか。

赤星委員： 副座長、でもはっきりさせてもらわないと納得できません。

佐藤副座長： では、他会派の方も含めてもう一度進行を。五本座長から理由を明らかにする説明がないと辞任を認めないということに賛成の方。

参加委員： はい(挙手する)

佐藤副座長： ごめんなさい、挙手といったつもりはないんですが、すいません、申し訳ない。恐縮なんですけど、一応採決を行ったということで。五本座長の辞任を認めることに賛成多数だったということでご理解をいただいて、

次に進めさせていただきます。それでは五本座長の辞任による、座長の互選について協議をしたいと思いますので、ご意見をお願いします。

柞山委員： 座長に村上委員を推薦いたします。

佐藤副座長： 村石委員。

村石委員： 副座長の佐藤委員を座長にすべきだと、その方が今までの運営の流れとも整合性があるので、佐藤委員に座長を務めていただきたいと思います。

佐藤副座長： はい、他に。

赤星委員： 私、当初、不正で辞任がたくさん出ている自民党会派からの座長を選ぶことに反対しました。今回また会長さんが不正疑惑でお辞めになるということで、自民党から座長を出すということは反対です。村石委員おっしゃるように佐藤副座長がそのまま座長になっていただく、副座長については自民党さん以外から選出するべきだと思います。

佐藤副座長： 他に、何かご意見ございますでしょうか。そうしましたら、私の方から、一言お話をさせていただきます。私も冒頭、第1回目のこの検討会の時に、公明党の代表ということで一人参加をさせていただいております。そこで、副座長にご推挙いただいて皆様に賛同の上、就任をさせていただき、ある意味大変重い決意をさせていただきました。ある意味では皆さんも同じだと思うんですね。それぞれ議会の信頼を回復するためにどうすべきかという大事な思いを、いただいていると思います。その時にもご挨拶申し上げました、とにかく会派の枠を超えてですね、全幅の信頼のなくなった状況から信頼をいかに勝ち取るか、そういったある意味では戦いになりますけれども、それにしっかりと協力していただく。二会派においては、ある程度不正の中身もだいたい見えてきたところでございますので、しっかりとそれを検証しながら、もう二度とこういった不正が起きないような厳しい対策をとるということで、ある意味では全国的にも一番厳しいものを作ろうという思いで皆さん集まっていたというふうには私は思っておりますので。座長、副座長がすべてを、物事を決めていくわけではございません。今私もあくまでも進行をさせていただいておるわけで、大変恐縮なんです、進行役と公明党の意見とを、ある意味では同じ立場で話をするというのなかなかしづらい部分もありますので、恐縮なんです、進行は進行、また公明党の代表として話をするべきところは話をするというふうに、きちんと自分なりに立て分けていけるとは思いますけれども、ですけども、やっぱり形は形として整えさせていただいた方が、私も今本当にやるべきことはですね、そういった意味で、あり方検討会の構成をご理解いただければ、別に座長を選任するということについては、よろしいんじゃないかと思うんですけども、ご理解いただけませんか。

赤星委員： 今おっしゃいました形は形として整えるというのはどういう意味なんですか。

佐藤副座長： 座長としてですね、皆さんの意見を集約をするという、私はそのサポートを副座長としてやらせていただくという決意で副座長を受けましたので。そういう意味で座長が私としては、別にいてもらった方がよろしいかという意味で申し上げました。いずれにしても、大変恐縮なん

ですが、これについても、議事進行進めたいということで、ご理解いただけますでしょうか。

参加委員： はい。

佐藤副座長： 他の意見もあるようですが、今ほどありました村上委員の座長就任に賛成の方の挙手をお願いします。

佐藤副座長： 異議も伺いました、その上ですね、また進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、新座長に村上委員が決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。これで私の任務は終了しましたので、新座長に交代させていただきます。

村上座長： それでは、私から一言ご挨拶申し上げさせていただきます。ただ今は、全会一致ではなく、一部の反対もございましたが、座長に就任いたしました村上和久でございます。たびたび申し上げておりますが、我々は同じ方向に向かっていて、同じ方向を向いているというふうに認識しております。この検討会も、非常に前向きなご意見を頂戴してここまでできているというふうに思っております。今後もますます皆さんのご意見を頂戴して、またこの検討会も開かれた検討会として市民の皆様にご理解いただけるように、しっかりと座長の職を全うしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ皆さんのご理解ご協力をいただきますようによろしくお願いいたします。

村石委員： 座長。

村上座長： 村石委員。

村石委員： 村上委員が座長になることは、皆さんで決められたということで、それにどうこういうつもりはありません。ただ、自民党会派さんのことではあります。プロジェクトの責任者を務めておられます。その責任者については今後、どうされるのか見解をお伺いします。

村上座長： プロジェクトといいますと。

村石委員： 村上委員が自民党会派の政務活動費の責任者じゃなかったですか。

村上座長： そうです。

村石委員： その責任者は引き続きやられるかどうかを、村上委員としてはどう考えておられるかという質問です。

村上座長： 私としては、これまでも会派の中におきまして、政務活動の調査、それからこれからのあり方についての検討と、現状の検証についてリーダーとしてやってまいりました。そのことはですね、むしろ座長として活かしていけることだというふうに思っておりますので、そのまま続けるというつもりです。そのことに何か支障があらましようか。

村石委員： あの、よろしいでしょうか発言して。

村上座長： はい、村石委員。

村石委員： そういう一生懸命やっという意気込みはわかるんですが、検討会の座長ということは、一定程度の中立性も保たなければならない。自民党はこう考える、他会派はこう考える、それを裁いていくのが座長という役割なので、私は、これは皆さん方で決めることですが、私の案とすれば、自民党会派のプロジェクトの責任者を辞められた方が公平性が保たれるのではないかという意見なので、別にここで議決をとってほしいということではありません。

村上座長： それは議論が逆転してますね、そうだから座長にふさわしくないというご意見ならわかりますが、座長になったから会派の役員を辞めろとか、ふさわしくないとかというのは全く議論が逆転していると思いますので。ご自身おっしゃったようにご意見としては頂戴しますけれども、この場にふさわしくないですよ。それでは政務活動の… まだ言いたいことありますか。

村石委員： いいです。

村上座長： 非常に議論が逆転していると思いますよ。

佐藤副座長： 進行。

村上座長： 他会派の人事についてご意見をおっしゃるといのはいかがなものかと思っております。

村石委員： だから私はご意見を聞いたので。

村上座長： 村石委員。

村石委員： はい、村上座長がそうおっしゃるのなら、それで構いません。

村上座長： そもそも、そういう提案がおかしいです。それでは政務活動費のあり方について協議に入ります。

出席委員： はい。

村上座長： 鋪田委員。

鋪田委員： 先般開かれました議会改革検討調査会で、より開かれたものにするためにインターネットでの議事録公開ということも決められたようでありすけれども、今非常に注目を集めているこのあり方検討会の方も、議事録のインターネット公開をして、市民の方にこの議論がわかりやすくするよう提案いたします。

村上座長： はい、赤星委員。

赤星委員： 同じことを提案しようと思っておりました。それと同時に、傍聴規程ですけれども、これまで開会30分前までに申し込みが必要ということですが、先日もですね、間に合わなくて傍聴できませんでしたという方、おられました。県議会の委員会のように、特に30分前までの手続きなく、委員会開会にさえ間に合えば、途中で出入りも自由なのが一番いいですけど、自由に傍聴できるように改めた方が どうでしょうか。より開かれた議会となると思うんですけど。

村上座長： まず始めに、議事録のインターネット公開についての発言がございました。これについて、お諮りしたいと思います。議事録のインターネット公開について皆さん、賛成でよろしゅうございますか。

出席委員： はい。

村上座長： では、そのように決定いたします。赤星委員の傍聴の申し込みの時間については、この検討会のみならず、すべての委員会・検討会・調査会というものについてのことでしょうから、ご提案として承ります。

赤星委員： まずは、この検討会から、そうした方がよくないですか。注目を浴びている政務活動費のあり方検討会です。

村上座長： ご意見いかがですか。村石委員。

村石委員： 要するに議会運営委員会とか、そういうところで正式に諮らなくても、ある程度運用として、例えば初めて来たとき、そしてその開会30分前までの傍聴申込の規定がわからなかったという場合は、傍聴席が空いてるとか

というようなことで、弾力的に運用をしていただけないかということをお願いしたいと思います。ただ、知っていて故意にそういうことをする場合は、含みませんけど。

村上座長： 柞山委員。

柞山委員： 座長、この手続きについては、議会事務局で申込受付をやっておられると思うので、いったん議会事務局の考えを聞いてみてはどうでしょうか。

村上座長： その前に、他の委員会のことも含めてと申し上げたのは、手続き上ですね、例えば何分まででない準備ができないとかですね、あるいは途中から入りたいということまで拾えるのかどうか、いろいろ事務手続き上の問題がありますから、いったん引き取らせていただいて、結論を出したいというふうに思っております。現在なぜそのようなことになっているのかということも含めて検討しないと、今いきなり言われてですね、どうですかとお諮りはできないと思いますので、いったんお預かりをしたいというふうに思います。

それでは先ほど議事録のインターネット公開ということがありましたので、議事録の署名委員を指名したいと思います。本日の議事録の署名委員に成田委員、橋本委員を指名いたします。本日は政務活動費に係る改善案を提案させていただき、ご意見をお聞きしたいと考えています。もとより、本日の検討会で座長として意見を集約するつもりではございません。各委員の皆さんには、この座長素案について、本日出されるご意見と併せて、いったん会派に持ち帰っていただいて、次回の検討会にてご意見の集約をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。最初に事務局から座長素案の内容について説明させます。

横山課長： 座長。

村上座長： 横山庶務課長。

横山課長： お手元に配付の政務活動費に係る改善案についてご説明いたします。一つ目の項目としまして、「チェック体制の強化について」ですが、以下3点ございます。まず、会派のチェック体制の強化として、第三者機関の設置については、別紙を参照ください。二枚めくってください。別紙でございしますが、一つ目として、設置主体及び設置手法については、各会派による共同設置といたします。二つ目として、チェック(監査)主体については、公認会計士等による監査チーム、監査人及び事務補助者2名といたします。三つ目として、チェック(監査)する対象事項は、各会派における政務活動費の支出状況及び会計処理状況の全般といたします。実際のチェックのイメージですが、毎週1日、公認会計士などに来ていただいて、会計帳簿や証拠書類を提出していただいて監査するとともに、毎月1回、チームの三人で各会派の1ヶ月分の政務活動費の出納状況を監査するといったイメージを想定しております。四つ目として、費用負担は改選後の各会派が、所属議員数を按分して負担するものとしますが、おおよそ年間540万から620万、議員一人当たり年間14万から16万の負担にならないかと試算しております。五つ目として、設置準備は、平成29年4月の改選後速やかに各会派の議員から構成する設置準備委員会を立ち上げ、行うものとします。六つ目として、設置時期は準備が終了次第、29年6月を目途に速やかに設置するものといたします。最後に、監査チ

ームの構成、監査人の人選及び費用負担額等の詳細については、設置準備委員会において、検討・協議し、決定するものとします。元のページにお戻りください。②になります。会派における会計処理の見直しとして、政務活動費の出納は原則として現金を取り扱わないことといたします。例えば一部の会派では議員に現金払いをしていたわけですが、これを口座振り込みにする、あるいは業者さんに直接振り込むこととする等でございます。また、事後審査のみならず、事前審査の徹底を図ります。例えば行政視察に行く場合に、調査目的や調査項目を明確にした上で、視察内容を事前に会派の中で協議・決定していくことを徹底していくことなどでございます。実施時期は来年1月からといたします。次に運用指針の見直しとして、添付書類の厳格化、これは例えば市政報告会や視察の実績を証する会場、参加者等の写真と資料等の添付を徹底することであり、使途基準等の明確化、これは例えば、茶菓代にアルコール類などを含まないなど、食糧費の適切な執行を図ることなどでございます。実施時期は来年4月からとします。三つ目として、会派から議長に提出する領収書等の証拠書類について、現在写しとなっておりますが、これを原本の提出といたします。これは条例改正が必要となります。実施時期は29年4月からとします。

二つ目の項目としまして、「透明性の向上について」ですが、以下3点ございます。一つ目の収支報告書と実績報告書の閲覧とインターネット公開については、条例改正が必要となりますが、実施時期は29年の1月からといたします。二つ目の領収書等の証拠書類の閲覧については、29年4月からとします。三つ目の領収書等の証拠書類のインターネット公開については、29年度に諸準備を行った上、30年7月からといたします。

1枚めくってください、三つ目の項目として「額のあり方について」ですが、会派所属議員数に応じた加算制度の廃止を、29年4月から実施することといたします、条例改正が必要となります。

最後に「その他」として、全会派の議員と議会事務局の職員を対象とした政務活動費の研修会等の開催を29年度から随時行いたいと考えております。説明は以上です。

村上座長： それでは委員の皆さんのご意見をお伺いいたします。はい、赤星委員。

赤星議員： まず、政務活動費をチェックする第三者機関の設置についてなんですけれども、別紙の1番にあります設置主体及び設置手法については、各会派による共同設置とする、というところは賛成です。ただ、2番目の、チェック主体について、公認会計士等による監査チーム、監査人及び事務補助者2人とするとあるんですけども、ここにですね、やっぱり市民目線がどうしても必要だと思います。そこで、公募でですね、市民の方に一定程度の人数を、枠を設けて入っていただく、というのが大事だと思います。例えば、会社経営に詳しい方ですとか、主婦の方ですとか、市政報告書の印刷代が適正かどうかというのがわかるような、例えば広告のデザイナーですとか、ただこれを見てみたい人ですとか、市民オンブズマンの人ですとか、公募して一般市民の方に見ていただくというのが、どうしても必要だと思います。公認会計士さんもいいかなと思ったんですけど、

私この間考えますと、公認会計士さんという専門性がどうしても必要なのかなというところがわからなくなってきました。といいますのは先日、五本議員の会見を傍聴させていただいたんですけども、37万5千円を、お金を返すというのに、自民党会派さんが雇っておられる公認会計士さんは、「いや、お金を返す必要ない」とおっしゃったということなので、それはどういことかわかりませんが、この支出伝票などですね、入手して見ておりましたら、公認会計士じゃなくてもおかしいところがあるわけなんですね。こんなにお金がかかるんだろうとか、何でいちいち一人500円の茶菓子代を出すんだろうとか、この筆跡が違おうとか、別なお店なのに、複数のお店の領収書なのに、みんな筆跡が同じとか、普通に見ればおかしいところがいっぱいわかりますので、公認会計士さんという年間620万円、いくらからのところちょっと聞き漏らしたんですけど、それだけの費用をかけて公認会計士をお願いするよりも、むしろ市民の目線で見ることの方が、もっと大事じゃないかと思うので、そういうことを提案したいと思います。

村上座長： 他にございませんか。鋪田委員。

鋪田委員： 今の第3者機関の設置についてなんですけども、一つはこの第3者機関にどんな役割を負っていただくかで、その構成にふさわしい方々が決まってくと思うんですね。役割分担をいろいろ考えていったときに、これから情報公開請求によらない閲覧ができるだろうと、インターネットの領収書の公開については、もうちょっと時期を早めるべきではないかと思っておりますが、そういった形で広く市民の方にこのチェック体制を、チェックをしていただくということで、その分市民の方々にはそういったところでさまざまな意見を言うていただくことが必要で。この第3者機関については専門性を持って、例えば我々が視察やいろんな政務活動費を使う場面で、こういうときは整合性がというか、法的な部分を含めていいのだろうかというのを見ていただくためにも、専門性を持った方々、例えば以前も議論がありました、事務補助者の方々も公認会計士ではなくて行政の訴訟とかにも詳しい弁護士の方ですとか、あるいは以前に行政関係の監査をされた方だとか、そういった専門性を持った方々を入れていく形で、はっきり分けた方がいいんじゃないかなというふうな、今の率直な意見ですね。

村上座長： 他にございませんか。橋本委員。

橋本委員： 私自身は、第3者機関の設置に関してはちょっと疑問を感じているものでございます。もっとネット公開を早めて、市民の方に確認していただくといったことが一番いいんじゃないかと。ネット公開することによってやはり自分たちの自覚も増しますし、このネット公開で公開しっぱなしではなくて、公開したものを何か意見を受け入れる体制があればいいんじゃないかなと思います。その意見を受け入れやすいような、相談窓口なんかがあればいいんじゃないかなと思っております。この第3者機関に関しては、全国的にみてどれくらいの設置状況にあるのか、私もちょっとわかりませんが、そういったものがなくてもきちんとやっていけるところはやっていってるんじゃないかと。ネット公開で十分なんじゃないかと思っております。

村上座長： 第3者機関の設置について、他にご意見ございませんか。はい、村石委員。

村石委員： 政務活動費の使い方のチェック、根本的なことを言うと、やはり条例にありますように、議長がそれをしなさいということがいわれています。議長において必要に応じて調査を行うと、政務活動費の適切な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする、12条でこう書いてあります。したがって第三者チェック機関を作るにしても、それは議長の下に置くのがいいというのが私の会派の考えです。それと、どういう具合にどういう資格を持った人を置くか置かないか、これは是非調査をしていただいて、そういう機関を置いてるとこね、どのように置いていて、どういう運用をしているのかも含めて、これは調査をすることが必要だと思っています。それと、最後にしますけど、橋本委員の言われることは非常に私も賛成です。だから、公開していろんな人が、見れるわけですね。それについて、感じたことをどんどん FAX でもいいし、Eメールでもいいし、投稿してもらって、その投稿を私達は市民の目線ということで参考に運用していくことになるので、そういう窓口も作っていくことが大事だと思います。以上です。

村上座長： 佐藤委員。

佐藤副座長： あくまでも、いったん持ち帰りということになりますので、さまざまな意見もございまして、私ども公明党会派としましては、これまでも多くの意見をいただいて、やはり第三者機関を設置するということはほぼ同意かなというふうにも思っておりましたので、これは今日の座長素案についても賛同いただけるものかなと思って今日参りました。先ほど申し上げましたけれども、どの全国の動向を見てというレベルではなくですね、他都市にもないほどの厳格な体制を作りたいというのが私どもの考え方の一つの基準であります。設置の場所等についても、なかなか、地方自治法上どこに置けるのかということも検討しなくちゃいけないということあったんですが、我が富山市議会の場合はこれまでの事務補佐の人件費相当分からも考えられるということでしたので、一層議員会派の政務活動費の中からと思っておりますので、あとはこの第三者機関の一つの大きな役割という部分では専門的な立場できちんと検証いただく、もちろん市民目線でいろんな意見をいただく場も、これは原本をこれまでと違わせて公文書公開請求の手続きなく見れるような体制も作った上ですので、さまざまな市民のご意見も伺うチャンスもあろうかと思っておりますし、富山市全体の監査制度もございまして。やっぱりそういったところでもやっぱり監査人達は本当に大変厳しい意見も行政側にもしていただいていることを考えると、やはりそういった立場の方々に意見を求めるのは相当、ある意味勇気も必要であり、私どもそれを全部オープンにして厳しく監視をしてもらうという意味では、やはり相当な決意でこの第三者機関というのは設置するんじゃないかというふうにも、個人的には思っております。

村上座長： 座長から申し上げますと、素案をですね、イメージしていただくために、私なりにフロー図といいますか、イメージ図を作ってみましたので、持ち帰っていただいて、参考にさせていただければなというふうに思っています。今様々なご意見ございました、そもそも第三者機関いるのかという話から、議会側に置くのか、議員側に置くのかということもございましたので、そ

のあたりをちょっと私なりのイメージを作ってみましたので、ちょっとご覧
いただいて、持ち帰ってご検討いただければなというふうに思っております。
素案では、監査チームとなっておりますが、私審査会と書いておりま
す、真ん中に審査会と書いておりまして、これが第三者機関とご理解いた
だきたいと思っております。事前・事後のチェックということも必要かというふう
にももちろん思っております、説明しますと、まず一番目、右側の方に申
請と書いてございます、議員が会派に申請を出します、集まったものを
会派から審査会あるいは監査チームと言いましょうか、とりあえずここは
審査会と言わせてください、審査会に審査依頼をします。そこで審査会
はこれを承認あるいは承認しないということを会派に伝えて、承認したも
のについては議員に交付するというというのが流れでございます。そこで、
事前・事後のチェックということがございましたが、一番上の、黄色で協
議と書いてございます、このあたりが事前に協議する、こういう印刷物で
これくらいの値段でどうでしょうかと、あるいはこういう視察で何泊します
けれどもどうでしょうか、ということ、協議を受けて事前に承認といいま
すか、議会事務局からのチェックを受けておくと、それを申請していくとい
うことでございます。また、審査会は、先ほどご意見あったかとおもいま
すが、数字のプロでありますけれども、それは政務に当たるのかどうか、
あるいは指針に合うのかどうかということは当然協議しなければならない
と思っておりますので、これを議会事務局と協議するというのが、議会事務
局と審査会の間にある黄色の協議でございます。議会事務局に私は責
任を負ってほしいと思っております。議会事務局側に置きたいと、審査会
あるいは監査チームを。というのは、まさに議会事務局の責任を重くした
ものだと思っておりますが。私は、会派側といえますか、議員側に置くべ
きだろうと、審査会、監査委員をというふうに思っております。ただし、議
会事務局はちゃんと、それなりの責任をしっかりと持つという意味でこの協
議というところをしっかりとしてほしいと思っております。真ん中ほどの赤
い矢印、上を向いておりますが、自己チェック、会派のチェック、それから
第三者のチェック、事務局のチェックと、四段階のチェック、これを行っ
たり来たりするものもございましてけれども、これほどのチェックをしてです
ね、間違いのない、正当な支出になるようにというふうに考えております。
このイメージ図について、何かわからないところがあれば、私が今質問に
答えたいと思っております。ちょっと複雑なようですが、上の方といえます
か会派ごとのを見ていただければわかると思っております。これで、議員
側に審査会を置くということと、それから各会派共同で審査会を持つこと
によって公平性を保つということを両方を担保できるのではないかなとい
うふうに思っておりまして、イメージ図をお示ししております。この説明で
わからないところ
ありますか。

村石委員： 確認だけ。要するに会派と議会事務局のところでも協議が一つありま
すよね、審査会と議会事務局のところにも協議があるんですけど、一義的
には会派と議会事務局の方でしっかり協議した上で、それを運用してい
くという具合に理解をするということだろうと思っております。それで、問題
は審査会でも見ると、ここはどうなんだというようなことが出てくる場合
は、審査会として議会事務局に協議をするという、そういう考えでよろしい
んで

しょうか。

村上座長： はい、他に。横野委員。

横野委員： 結果的には、視察とかいろんなことについては当然事前に事務局との協議をするけれども、審査会の人達に書類を出した時に、逆に今度事後報告で変更が生じたときの内容の確認みたいものは、審査会では変更だけって目安になるから、そういう時は議会事務局との協議も当然してもらわないと承認は得られないという解釈でいくと、どうしても議会事務局との視察研修とかのいろいろな協議については、互いにおかないと駄目だろうと。そこから言えば、審査会もその辺の確認を厳密にして、これなら事後報告で支払い OK、あるいはキャンセルした場合は減額 OKとか、そういった判断もある程度はあるんじゃないかと。そうなれば審査会も事務局との、例えば先ほどの審査会のメンバーのことについても、やはり政務活動費の中身をどの程度理解していただけるのかというのが審査会の一番の要なんですね。審査会が判断したいんだけど、これはやっぱり事務局側も確認をした方がいいだろうということもどうしても必要でないかなと、そうなればやっぱりこの審査会と事務局との協議というのはどうしても必要だろうと。そこまで厳密にすれば、逆に政務活動費の使い方については、非常に前向きで明るく、分かりやすい方向にいくんじゃないかなという、そういった点においては、やはり事務局との協議というのはどうしても必要だな。ということからいけば、非常に矢印は複雑に見えるけれども、逆に言えば視察に行く議員側も、事前に事務局との協議を当然しなきゃいけないんだと、そのあたりは必要性があるんだと。だから審査会の構成を中身によってこれはみなくていい、これはしなくていいという判断をどの程度求めるかというのは、これからの審査会の課題だと思うので、それはちょっと協議が必要かと。

村上座長： 他に。はい、佐藤議員。

佐藤副座長： 意見もそれぞれありましたので、私も、今、村上座長からのイメージ図がありましたけれども、事務局の課長が説明していただいた感じでも、要は会派側と事務局側どちらかという、会派側の方にきちんとそういった第三者機関を設けるということであろうかと思いますが、これについて事務局もイメージ図どおりでよろしいんですかね。

横山課長： はい。

佐藤副座長： ということで、基本的にはこれでいきたいと思いますが、私ども会派としてはこういったことについては理解を示すということです。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 作っていただいてありがとうございました。これだとですね、議長は報告受けて、市長に報告するだけになっていますけど、議長から逆の矢印もですね、必要だと思います。報告受けたけどちょっとおかしいよと見直さないと、これダメですよと、議長の権限をもうちょっと強化する必要があると思います。

村上座長： いいご指摘だと思います。

出席委員 そのとおりだと思います。

村上座長： ということでこの検討会以後もですね、会派ごとにご質問ございましたら協議したいというふうに思っております、だいたいこんなイメージでいき

いなというふうに思っております。審査会そのものも必要ないというご意見もございましたので、それも含めてですね、それぞれの会派において協議をしていただいてというふうに考えております。

横野委員： 座長ちょっと、今の赤星委員の提案の中で、結果的に議長が議会事務局に対する指導と審査会に対する指導という、矢印面ではそのあたりを検討に加えるということになりますよね。要するにこの図面から言うところと一部訂正しなければならない、ただ議長が最後の承認をするというそのポイントはどうしてもありますから、議長が絶対的権限を持っておられるわけですね結果的には、例えばこういった図面に議長からの矢印を入れるか入れないかというも含めて、各会派で検討してもらえればと。そのあたりまた、議長の権限があることは間違いないので、条例で決まっていますから。

村上座長： 議会事務局のあり方については前回久世事務局長からもお話ありましたので、それは当然踏まえてのことでございます。はい、村石委員。

村石委員： はい、あの繰り返しになりますけど、結局審査会というのは、あくまで審査会の見解を会派に伝えるという役割になってしまうんですね、今のこの条例上からいうと。こういう具合にしないと透明性が確保されませんよという権限は、あくまで議長に与えられているので、議長から会派への矢印はどうしても必要だと思います。

村上座長： 第三者機関についてはこの程度にして。赤星委員。

赤星委員： 第三者機関の実施時期ですけれども、この座長素案では29年の6月からとなっていて、別紙では設置時期が、設置準備が平成29年の4月の改選後、速やかに設置準備委員会を立ち上げとありますけど、これはもう直ちにやるべきじゃないですか。こういう、来年改選後ということではなくて、せめて補欠選挙の後から準備会を立ち上げて速やかに設置できるように準備を進めていくということが必要だと思います。

村上座長： 議長素案とはいえ、事務局の事務的な都合も確認しながらやっておりますので、何か理由ありましたか。

久世局長： この第三者機関の設置につきましては、もとより事務局がとやかく申す事柄を超えておりまして、あくまで当検討会でお決めになることでございます。この実施時期につきましては一つ、いろいろな考え方があろうかと思えます。今ほど赤星委員おっしゃいましたように本当に速やかにすぐにやってしまうんだという考えはあろうかと思えます。今回のこのたたき台といたしまして、来年の改選後からというふうな素案にさせていただきました、事務局としても思いを持たせていただきました理由の一つは、この後のお話とも絡んで参りますが、費用負担の問題がございます。費用をどうするのかと、会派で共同設置ということになれば、平等でいえば各会派の所属議員さんの数に応じて、これもこれからの協議決定事項ではございますけれども、その数に按分して費用を負担していただくということになろうかと思えます。その場合に今ほどお話ございましたように、補欠選挙後という考え方もありますし、一つやはり本選挙、一般選挙で、改選によりまして、おそらく会派の構成される議員数、それからこんなことを申すのは大変恐縮でございますけれども、会派構成そのものも変わる可能性もあろうかと思っております。そのことから、今回この素案の中では運用

指針そのものもですね、新年度から、現在今まさに作業を始めたところでございますけれども、全面的な運用指針の改定を事務局としては目指しておりますけれども、そういったことも踏まえながら新年度から着実にやったらどうだろうか、という案としてこちらの方で座長の方に協議を申し上げた次第でございます。以上でございます。

村上座長： ありがとうございます。チェック体制の強化の中の運用指針の見直し、これが非常に時間がかかると思うんですね。現在の使われ方についても、非常にパターンがいろいろあります。各会派によってその使い方に特色がありますので、そのあたりをしっかりと見極めて新しい指針を作っていくのは、非常に膨大な時間を要するという風に思っております。ただ、赤星委員おっしゃるように、出来るだけ早くこの準備会を立ち上げたいというふうには当然思っておりますので、ご提案は申し上げましたけれども、準備会の設置についてはここに4月の改選後と書いてありますが、事前のそれこそ準備会の準備と言いますか、それは適宜話し合っていくべきだなと私は思っておりますので、そういうふうにご理解いただいてよろしいですか、赤星委員。

赤星委員： 準備会の設置を補選後にするのではなくて、準備会の準備を補選後にするんですか。準備会の設置くらい補選後直ちにしたらどうでしょうか。

村上座長： この会そのものがですね、指針をまず作っていかねばいけないということ、それから今準備会のいる・いないという議論もしておりますから、その議論を見極めてからでないと、まさに準備会の設置というのにはならないんですね。要は第三者機関もいないという会派があるわけで、今それを決めるというわけには、方向を出すわけにはいかない、反対しているところがあるわけだから。

佐藤副座長： 意見をそれぞれの会派から出すということでもありますので、この設置準備委員会は、赤星委員の言うとおりの、概念的にどういったものが設置準備委員会といえるのかということもあると思いますので、また明年度実施をするという先ほど座長申し上げたとおりですね、具体的な運用指針はやはり時間をかけて、あるいは概念からしっかりとできるようなものにしたいと皆さん共通の意見だと思っておりますので、それに即して、今このあり方検討会自体がある意味では準備委員会とも思いますし、ここでいうところの準備委員会はやはりあの具体的などういう第三者委員会を設置するのかということもある程度ここできちんと固めれば、そしたら具体的に契約とかですね、具体的にいくらかの予算がかかるんだとか、そういったことをきちんと詰める、そういう意味での準備委員会ではないかと思って、私は理解をしておりました。いずれにしてもまたそこら辺についてもそれぞれしっかり持ち帰って、ある程度また事務局のイメージとかそれぞれの会派とか、多少打ち合わせてもらっても結構ですし、また座長の先ほどのフロー図もありましたけれども、いろいろ事前の意見交換もした上でですね、次回またそれなりにまとまる方向でですね、意見を持ち寄っていただければというふうには思っております。

村上座長： 今、副座長がまとめていただいたので、第三者機関の設置についてはこの程度にしてですね、他にございませんか。はい、鋪田委員。

鋪田委員： はい、運用指針の見直しが今お話にできましたけれども、一つの意見として聞いていただきたいのは、各会派が集まる、そして今度補欠選挙が行われてその方々がまた会派を組まれたりするかもしれませんが、またあり方検討会のメンバーの構成も変わってくるんだと思いますが、実務的なワーキングチームが必要ではないかというふうに思うんです。それはなぜかという、例えば市政報告会というスタイル一つをとっても、各会派で相当スタイルが違う、あるいは同じ会派であってもずいぶんスタイルが違うんです。それは例えば情報公開請求した中で他会派のものも見させてもらって、言葉としては市政報告会なのだけでも、その解釈がずいぶん違う、言ってみれば各会派のカルチャーの違いというか、企業で言えば企業風土みたいなものもありますけれども、自分たちはこれが当たり前だと思っていることが、他会派にとっては当たり前でない、あるいは市民にとって当たり前じゃないことがあるんです。その言葉をちゃんと共通言語でみんなわかるようにしておかないと、例えば第三者委員会で審査をしていただ方も迷うことになるし、その辺を詰めるためのワーキングチームみたいなものが必要なのではないかと私は思います。それから例えば今後ですね、今既存の会派だけではなくて、新しい方々が新しい考え、スタイルで政治活動あるいは議会活動をされていくと思うんです。例えば今の運用指針の中でも、市政報告会の開催案内の件もありましたけれども、例えばネットだけでそれを完結させてくる人たちも出てくると思います。そうすると今の運用指針の中でもそういったことも想定しながら、やっぱりやっていかないと今我々がいる、それぞれの常識の中で議論していてもこれから未来に向かって改革を進めているわけなので、そういった共通言語、お互いの「方言」があまりにもばらばらだと、文字だけ見てるとなるほど、文章だけ見てるとなるほどとそうなんだけれども、実は運用していくと全然違っていたということになると、そもそもどんなに細かい指針を作っても、また同じ過ちを繰り返してしまう可能性も否定できないので。その辺もしっかりとできればワーキングチームで、うちの会派はこんなふうになっているんだけどどうかなということを膝をつき合わせて議論していく必要があるんじゃないかなと。

村上座長： はい、他に、橋本委員。

橋本委員： 私も鋪田委員言われるように、あまりにも定義があやふやになってると、市政報告会という定義はどんなんだと、何分やればいいのか、どれくらいやればいいのか、それからそれが主となるのか副となるのか、そういったものが全く決まっていない状況でこれをきちんと検証していくとか決めていかなければならない、誰がどう聞いても、新しい議員がどう聞いてもわかるようにするべきだと思っています。それに関してですけど、例えば1の(1)の②の「政務活動費の出納は、原則として」とか、原則としてっていったいどういう言葉なのか、どこまでが原則なんだろうとか、そういったことをきちんと、誰が聞いても、一般の市民の方が聞いても分かるような文言で書くべきだと思っています。

村上座長： はい、村石委員。

村石委員： 鋪田委員や橋本委員の考えと同じなので、ちょっとだけ言いますと、今は座長と副座長と事務局で、こういう案はどうですかというのが提案をさ

れています。それではなくて、ワーキングチームで、例えば各会派の経理責任者クラスで具体的なことを協議をした上で、当然事務局にも入っていた上で協議をした上で、案を作って、それをこの中で検討するというスタイルにしていけばいいと思います。

村上座長：他に、はい、成田委員。

成田委員：私もワーキングチームに賛成で、必要かと思います。今、補欠選挙でまた11月7日以降に新しい議員の人たちが加わるるので、設置するというのと、早急に設置してそれぞれの対応を是非お願いしたいと。

村上座長：他に、赤星委員。

赤星委員：今問題になっている、例えば五本議員の件ですけれども、市政報告会だったとおっしゃいますけれども実際は祝賀パーティーでした、私は参加しましたので。それですね、そういった本当は議員個人の後援会総会と懇親会であったのに、一定部分を市政報告会と称して後からこういう案内文を、実際使っていない、後から案内文を作って、偽ですよ、これ、偽ものを作って添付して出していた、これ虚偽報告ですよ、こういうことをしたらいかんということ、私は前回も指摘させてもらいましたけれども、そういったところをきちんと運用指針で定めておくべきだと思う、議員個人の後援会行事には政務活動費は使えないのですから、ごっちゃにしたらいけないよということですか、最初からお酒、料理出していたのに、後から、その場合は会場費、ホテルではかかりませんが、かかっていない会場費と出していない茶菓子代をホテルに書いてもらってですね、政務活動費を受け取るというパターンがいっぱいありますので、こういうことが起きないように、運用指針の中で明文化する必要があると思います。

村上座長：他にありませんか、はい、佐藤委員。

佐藤副座長：私も専門的にワーキングチームで詳細を詰めてもらうということには賛成ですので、私の会派に限って言えば先般もちよっとお話をさせてもらったとおり、やはりもとより市政報告会、個人一人でやる場合は、私どもの会派はもとより政務活動とは見なさないという、会場費等も政務活動で一回も落としたことはございません、少なくともこの改選後ですね。やはり線引きが難しい、曖昧なものについては厳に慎むという対応でやってきましたので、やはり実務者レベルでのやはりある程度の共通の、その上で会派でさらに厳しくということは当然あると思うんですけれども、細かいことといえば、私どももそうとう厳しい会派独自の一つのラインを今作ろうというふうに思っておりますので、統一できるものについてはやはり皆さんも賛同していただいてそれを厳格に基準にするという、当然茶菓子等も自民党会派さんはもう出さないという話もあったと思いますが、うちはそういったものも、もともと認めてませんし、そういったことも踏まえてですね、ちよっと実務者レベルのワーキングチームをいろいろ意見交換、別に個々にする必要もないと思うんですけど、そういった意味でもワーキングチームは実際必要だと思っておりますので、賛成します。

村石委員：座長、1点だけ。要するに市政報告会の時に会場費がかかる、もしくは懇親会の時に会場費がかかる、これ私ら会派でも調べてみたんですが、

そのホテルとか会場によっていろいろです、市政報告会の時に会場費がかかるというのもあるし、懇親会といえども会場費がかかるというのこともあるんです、ただし、額が違うんです。会議の時の会場費と懇親会の時の会場費が違うということもあるので、一概に線引きが出来ないと言うことが調べてわかったことです。

村上座長：他に、鋪田委員

鋪田委員：今、村石委員がおっしゃったように、自分のところの流儀としてはそういうふうに行っているというところは、それぞれに主張があると思います。それを他会派がそれは違うんじゃないのということになっちゃうと、そもそも本当の改革案というのはまとめられないと思うので、やはりそこはある意味全部洗いざらいといいますか、うちはどうしてるんですということをしっかり出していかないと。例えばその自民党でいうと市議会ではなくて県議会の方でありましたけれども、例えばガソリン代を請求してそれを政務活動費に充てていた、それを例えば道路補修の箇所を見に行ったとか、それはそもそも自民党の今の市議会の風土というかカルチャーの中にはないですが、でも正当にそうやっていけば指針から全然逸脱をしていないわけですから、ただ僕らからするとちょっとそういう使い方をしていないので奇異に映ってしまったこともあるんですけど、そういうところも含めて、これはうちの会派ではやっていないからそれはおかしいんじゃないかという形ではなくて、お互いにそういうことを出して、じゃあどこで最大公約数が作れるのか、その上で、各会派がもっと厳しく厳格にやっというところ、それはそれで各会派の役割としてあると思うので、そこも切り分けながらということで頭の中に入れながら議論を進めていけばいいと思います。

村上座長：まさにそうとう細かい話になってまいりました、その細かい話をワーキングチームでやりたいということでございますので、そのワーキングチームの設置についてもお持ち帰りいただいてご検討いただければというふうに思います。他にございませんか。赤星委員。

赤星委員：確認したいんですけども、運用指針の見直しの中で①添付書類の厳格化ですが、会場の写真ですか、参加者の顔が分かるかと政務活動としてまずいと思うので、参加者の写真ということですか、後ろから一定程度何人ぐらいいるなというのがわかるような写真という意味でしょうか。

村上座長：これは「例」です。こういうのもワーキングチームで、つまりどこまで証拠をとっておけば、我々は身を守れるのか、逆に、正しい支出をしているということを証明できるのかということの肝になってくるというふうに思っておりますので、そのあたりも含めてですね。印刷にしろ視察にしろ市政報告にしろ、これとこれとこれがあれば大丈夫ですよ、OKですよというものを示しておかないと、安心して政務活動ができませんので、そのあたりもワーキングチームの役割かなというふうに思っております。あくまでこれは例ですから、今おっしゃったようなことは、ワーキングチームで是非、課題にさせていただければというふうに思っています。他にございますか。

村石委員：2番目の透明性の向上についての(3)です。インターネットの公開が30年7月からということになってますけど、やはり1年前倒して、29年の7月から実施した方がいいのではないかと1点と、2点目については、4番目のその他ですけど、研修会は29年度から随時になっていま

すけど、これは28年12月から実施すべきと考えます。なぜかといいますと、補欠選挙で当選した方を含めて研修会を即、開いた方が実効性があると思います。事務局にちょっと伺ってほしいんですけど、新しく補欠選挙で当選した方は、12月分からの政務活動の交付になるのでしょうか。11月分からの交付になるのでしょうか。

村上座長： はい、横山課長。

横山課長： 11月に当選されて新しく議員さんになられた方で、会派を結成されればですね、翌月の12月分からの支給になります。

村上座長： 他にございませんか。赤星委員。

赤星委員： 今の村石委員のご意見に賛成です。同じことを言おうと思っておりました。インターネットでの公開が30年7月という、再来年の7月ということで、遅すぎますよね。ですから、ただちに準備を始めていただいて、公開できるところから、できるだけ早く、再来年7月よりももっと早く公開していくべきだと思います。それと研修会について12月から、全く同じ意見でして、補選後の議員さんにも、12月からやるべきだと思います。

村上座長： はい、村石委員。

村石委員： はい、最後にしますけど、例えば議会ミッションロードマップというなことで、議会がどういうことを各年度やっていくかという、そういうマップがあるということがわかりました。この政務活動費の運用についてもそういうマップを作ればいいのか、各会派で検討してほしいんですけど。私の案とすれば、平成29年は適正な運用ができるようにしてほしい、各会派で本当に適正な運用ができるようにする。そして平成30年からは、私個人ファイルにすべきだと思います。わからないんですよ、誰の政務活動費が使われた市政報告会なのか全くわかりません。したがって30年からは、個人ファイルとする。そして平成31年からは、個人に支給、個人支給も考えてはいいのではないかと。そして、4月の市議選で選ばれた人達の最終年度である32年度については、後払い制を目指して検討するということも必要ではないかと思えます。これは提案だけです。

村上座長： 他にございませんか。ないようですので…。

赤星委員： すいません。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 1の(3)ですけれども、証拠書類ですね、写しか原本かという、前回私も言いましたけれども、提出を原本化するという事は、2番目で公開するものは当然原本を公開ということによろしいんですよ。インターネット公開するのは領収書等の原本。

村上座長： 横山課長

横山課長： 公開するものは当然個人情報をマスキングしたものということになりますので、やはり写しということになります。

村上座長： 原本にマスキングしていいものかどうか…、はい、村石委員。

村石委員： 今ほどの個人情報消すということですけど、あるテレビ局の報道を見ていましたら、大津市議会ですね、要するに領収書の担当者の印鑑、富山市議会では担当者の印鑑を黒く塗ってあるんですね、でも大津市議会の場合は担当者の印鑑を塗ってないんです。その領収書をどのような形で公開するかしないかも含めてね、やっぱりいろいろワーキンググループで

事務局とも相談しながら進めていくということであれば、なにもマスキングしなくても、原本でなくても写しでなくても見られるわけだから、あんまりこだわらなくてもいいような気はするんですけど。

村上座長：他に、赤星委員。

赤星委員：原本をスキャンするわけですよ、その原本に黒塗りするのはダメだけれども、スキャンしたものの上ですね、処理するという事もできるので、どうしても個人情報と言うことで…。細かい話…。私が言いたいのはネット公開するのは原本を公開すべきだということをお願いしたい。

村上座長：他にございますか。

柞山委員：座長、私の理解から言うと、いいですか、例えば議会事務局で公開する、これについては原本でもいいんだと思うんですね。ただ、インターネット上に配信するということになると、さっき言った個人情報の取り扱いがどうなるのかももう少し深めてもらわないといけないのかなというふうに思いますけど。ですから、領収書等の現場で、議会事務局で公開するのは、それは原本でもいいのだと思います。

久世局長：今ほどの話ですけれども、この件につきましては、そもそも富山市の情報公開制度全般に関わる話でございます。もとより私どもの方といたしましては、原本で市民の方々に開示させていただきたいわけです。ですけれども、先ほどちょっと横山課長が申しましたように、印鑑をどうするかという問題はおきまして、間違いなく領収書等につきましては、例えばその事業者さんの法人の担当者さんのお名前ですとか、プライバシーを侵害する恐れのある個人情報がございます。この部分につきましては、例えば閲覧であろうが写しをお渡しするにしても、それをそのまま見ていただくということは物理的に不可能でございます。それをすることによって、本来プライバシーを守らなければならない情報が出てまいります。したがって、これは情報公開制度全般の話と申し上げましたとおりでございます。やはりそれはいったん写しを起こしまして、それをマスキング、しっかりそれはプライバシーの保護をした上で、それを閲覧していただく、見ていただく、あるいは写しを受け取っていただくという形をとらざるを得ないと思っております。インターネット公開につきましては、これはですね、今後実は私どももどういう技術的な課題があるかということ、今もある程度つめておりますが、これはもう、座長よろしいでしょうか、本当にこれは速やかにやりたいんですけれども、インターネット公開の場合はご案内のとおり、いったんマスキングがもしも間違えて、その個人情報がネット公開で出てしまいますと、これはもう取り返しのない被害、その方に対して金銭では償えないような被害が出てしまう恐れがございます。ですからやらないってということではなんでもなくて、何を申し上げたかったかといいましたら、そういったことは担当者のせいにするわけにもいきません。やはりしっかりそのシステムとして、制度としてそういうことがないように万全な体制を取りたいと思っております。それで、先ほどお尋ねの中で、インターネット公開の実施が遅いのではないかという話がありました。これは私どもの方も、極力早くやりたいと思っております。ただ残念ながら富山市は現在、この件に関しましては大変に遅れておりまして、ご案内のとおり窓口での閲覧すら行っておりません。まずはやはり窓口での閲

覧をするのが大前提でございますが、その中で私ども3つの大きな課題があるかと思っております、ネット公開につきまして。今ほど申しましたように、いろんな技術的な課題がございますので、それを一つひとつ、やっぱりつぶしていく作業が必要であるということが一つ、それから、年間やはり5,000枚という膨大な量がございます。これを着実にやる必要がある。これはもう一つはですね、理由になっているかどうかわかりませんが、例えば窓口での閲覧の場合でしたら、おいでになられましたお客様が、議会事務局の窓口においでになられた時に、例えば今年度まではですね、今後はないと信じているんですけども、多数の不正取得のもの、それから虚偽のものがございました。それは逐一各会派でしっかり精査されて私ども議会事務局でも精査させていただいて、議長が正式に受理し、訂正届及び調査結果報告書を受理して、しっかりそれが公文書として残っているわけです。それを窓口においでになられましたら、例えばその収支報告書、実績報告書、それから領収書等の証拠書類の閲覧の時に、このものにつきましては、実はこれは虚偽がありまして、訂正届が出ておりますというようなことは、書面でもご覧いただけますし、窓口でお客様に対してそういうご説明もできるわけです。ところがネット公開ということになりますと、その前のものをなくすわけにはいきません、前のものは前のもので議長が受理しているわけですので、前の言わば虚偽があったもの、その領収書がネットに出ることになります。ですから、これにつきましては私どもの方といたしましては、最終的にはご判断は再三申しますようにこの検討会でございますけれども、そういったことを考慮いたしまして29年度に、例えば1年かけて、四半期毎に中間的に出てくるものをしっかりチェックさせていただいて、それをスキャナにかけて、マスキングも徹底して、それを30年度の4月いっぱい、各会派の会長さんが議長に提出なさるわけですが、その分からしっかり行っていきたいというのが考え方でございます。もとより事務局の考えでございますので、これがすべてというわけではございません。もう一点、インターネット公開ではない違うことを申し上げたいと思います。研修会につきましては、これは早くやるべきだろうというのは私どもも全く一致した考えでございます。補欠選挙で当選なされました議員さんにつきましては、11月に、補欠選挙の実施後に、政務活動費のことだけではありません、全般的であります。特に今回はですね、私どもの方といたしましては、政務活動につきましては前回までよりももっとしっかりと研修会を行いたいと考えております。以上でございます。

村上座長： はい、他に。佐藤委員。

佐藤副座長： 今ほど、事務局長の方からもお話いただきました、私どもも再三皆さんと同じようにですね、ネット公開についてはできるだけ早くという思いでおります、やっぱり例えば身近な県議会と比べますと、今の現状が富山市あまりにも遅れすぎてですね、県議会の場合は今すでにもうそういったマスキング等も見れるような感じになっているところの、どう考えてもですね、その準備には相当時間がかかりますし、幸いといえますか、県議会は7月にネット公開という流れはもてるというお話でしたので、それはやっぱり大いに参考できるものかなというふうに思ってます。

すので、思いはやっぱりできるだけ早くという思いはありますけど、ただ、事故が起きるようなことがあってはいけないということでもありますので、努力をまたしていきたいというふうに思っておりますし、やはり少しでも前倒しと、できることをやっぱりきちんとまずやっていきたいというふうに私どもの会派では考えております。

村上座長： はい、赤星委員。

赤星委員： 透明性の向上の中で、証拠書類等ですね窓口で閲覧、と同時に考えていただきたいのは、窓口で立ったまま見るわけにはいかないんですよ、来られる方がね。だからお部屋をどこかに一つ設ける必要があると思います。

村上座長： はい、横山課長。

横山課長： 多くの閲覧制度を運用している議会事務局では、議会事務局内であったり、あるいは議会図書室であったり、きちんとそういったスペースを設けて運用しているということでございますので、私どももそのように考えております。

村上座長： 他に。ないようですので…。

赤星委員： はい。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 今日この項目とは別に、やはり不正の全容解明・究明がどうしても必要だと思えます。そうでないと本当に今後の政務活動費のあり方というものを考える上で、不可欠だと思えますので、改めて各会派にすでに申し入れもしておりますけども、共産党としてですね、100条委員会の設置を、このあり方検討会の皆さんにも改めて提案したいと思えます。いろんな、特にホテルなどでですね、パーティーをやっていた件が市政報告会だったかどうか、領収書がどうしてこういう形でホテルから出ているのかどうか、そういう関係のホテル、業者さんが議員からの口裏合わせしてくれと頼まれている場合もあるようなんですね、そういうのは100条委員会ではないと明らかにできない。関係業者も呼べるわけですので、100条委員会は。それで嘘の証言や出席拒否は罰せられますので、これをやらないことには全容解明できません、100条委員会設置を各会派の皆さん持ち帰って真剣に検討していただきたいと、改めて、提案しておきます。

村上座長： 他にないようですので、本日はこの程度にとどめたいと思えます。これで本日の協議は終了いたしました。次回の開催時期は正副座長で協議して委員各位にご案内したいと思いますので、よろしく願いいたします。これをもって、政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。ご苦労様でした。